

耐震補助金※について、代理受領制度が始まりました！

※耐震補助金：耐震診断、耐震化促進（設計・改修）の補助金を指します。
♪申請者の費用負担が今までより軽くなります♪

代理受領制度とは…

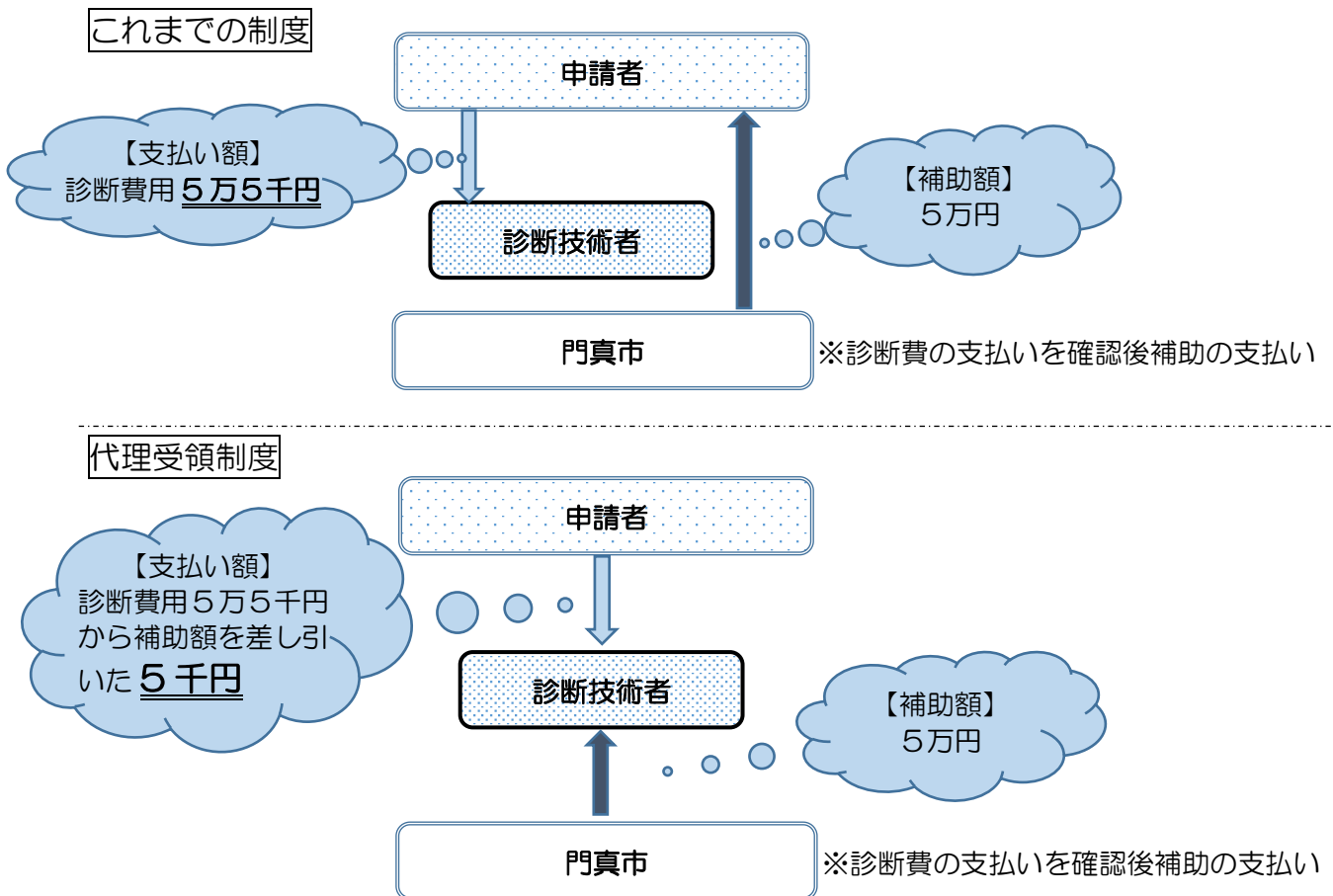
市が支払う補助金について、申請者（建物所有者等）に代わって、耐震診断等を実施した者（診断技術者等）が、直接受けとることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は診断費用等から補助金を差し引いた額を用意すればよく、診断等に係る費用の負担が軽減されます。

※代理受領制度を利用される方は、補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第2号）を添えて、提出してください。

※代理受領できる者は、申請者との契約による耐震診断等を実施した者に限ります。

例：耐震診断を行い、診断費用5万5千円で補助額5万円の場合
（診断技術者が代理受領人になる場合）



※どちらの制度を利用するか、申請者の方で選べるようになりました。

代理受領の場合の補助金支払いの流れ

